広島キリスト教社会館保育所　重要事項説明書

1　事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人　西中国キリスト教社会事業団
事業者の所在地	広島県廿日市市原１０３６２番地の２
事業者の電話番号・ＦＡＸ	☎0829-38-0011　FAX0829-38-1192
代表者氏名	理事長　西嶋　佳弘

2　施設の概要

種別	**保育所**		
名称	広島キリスト教社会館保育所		
所在地	広島市西区小河内町１丁目１３－３		
電話番号・ＦＡＸ	☎082-295-7542　FAX082-295-7565		
施設長氏名	窪田晋治		
開設年月日	１９５７年3月		
利用定員（年齢別）	0歳児	1・2歳児	3歳以上児
	５人	**２０人**	３５人
通常保育以外の保育	**延長保育　障害児保育**		

3　施設・設備の概要

園舎	構造	RC造　２階建て		
	延床面積	７２１．３２㎡		
施設設備と面積	乳児室	１２１．０㎡	沐浴室	４．０㎡
	ほふく室	３９．５㎡	便所･汚物処理室	１１．５㎡
	保育室	２２３．２㎡	医務室	１２．５㎡
	遊戯室	㎡	事務室	１５．０㎡
	調理室	２２．５㎡	廊下・テラス	２３１．４２㎡
	調乳室	４．０㎡		㎡
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場　９３９．６２㎡			
遊具	砂場、アスレチック、ジャングルジム、雲梯、鉄棒 サッカーゴール、たいこ橋			

4　施設の目的、運営方針

施　設　の　目　的	保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことにより、乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。
運　営　の　方　針	保育に関する専門性を有する職員が、家庭との連携を密にし、全ての乳幼児が尊重され守り育てられていく場を提供し、養護と教育を一体的に行う。又、保護者や地域の子育て支援にも取り組む。

5　職員体制

施　設　長	１人　（資格：保育士・幼稚園教諭２級免許）
主　任　保　育　士	１人　（常勤：　１人）
副　主　任　保　育　士	１人　（常勤：　１人）
保　育　士	１２人　（常勤：　１０人、非常勤　２人）
栄　養　士	１人　（常勤：　１人）
調　理　員	１人　（常勤：　１人）
用　務　員	１人　（非常勤：　１人）
事　務　員	２人　（非常勤：　１人）

6　保育を提供する日（入所のしおり２ページ参照）

提　供　を　行　う　日	月曜日から土曜日まで
提　供　を　行　わ　な　い　日	日曜日 国民の祝日に関する法律（１９４８年法律第１７８号）に規定する休日 ８月１４日～１５日　　１２月３０日～１月４日 その他、所長が必要と認めた日

7　保育を提供する時間（入所のしおり２ページ参照）

（1）開園時間

月曜日から土曜日	**７時３０分　～　１９時３０分**

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11 時間）	**７時３０分　～　１８時３０分**
延　長　保　育　時　間	**１８時３０分　～　１９時３０分**

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

月曜日から土曜日の保育時間（８時間）	**８時３０分　～　１６時３０分**
上記以外の時間外保育時間	**朝：　７時３０分　～　　８時３０分** **夕：１６時３０分　～　１８時３０分**
延　長　保　育　時　間	**１８時３０分　～　１９時３０分**

８　利用料その他の費用等（入所のしおり７ページ参照）

① 保育料（月額）		**乳児の保護者が居住する市町村が定める保育料**
② 延長保育料（月額）		**乳幼児の保護者が居住する市町村が定める保育料**
実費徴収	③ 幼児主食代	**幼児のみ月額９００円**
	④ 幼児副食費	**幼児のみ月額４５００円**
	⑤ 保育用品代	**購入希望者のみ　その対価**
	⑥ 行事参加代	**参加者のみ　その対価**
	⑦ 写　真　代	**購入希望者のみ　１枚５０円**
	⑧ 絵　本　代	**購入希望者のみ　その対価**
	⑨ 未契約延長	１回利用につき　５００円
	⑩ 未契約時間外	１回利用につき　５００円
徴　収　方　法		①は広島市へ、②～⑥及び⑧は当月２５日に郵便振替、⑨～⑩は翌月２５日に郵便振替、⑦のみその都度実費徴収とする。

９　提供する保育の内容（入所のしおり２ページ参照）

児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令などを遵守し、厚生労働大臣が定める保育所保育指針に沿って乳幼児の健全な発達に必要な保育を提供する。

（１）保育方針について（入所のしおり１ページ参照）
（２）年間行事（入所のしおり別表参照）
（３）１日の流れ（入所のしおり別表参照）

10　給食について（入所のしおり６ページ参照）

（１）給食の提供は専任の栄養士が年齢に応じた栄養摂取量を元に献立を作成し、給食と午後のおやつを提供する。また、授乳期の乳児にはミルク等も提供する。乳児も幼児も完全給食を提供する。
（２）食物アレルギー対応した給食を提供できます。ただし、主治医の指示書の提出が必須

11　**衛生管理**

感染症及び食中毒の発生、又はまん延防止に、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び広島市が策定する「保育所給食衛生管理マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

12　健康管理

利用開始時の視診及び年２回の定期健康診断と年１回の口腔内検診を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。また SIDS 防止の為、入所受付時に危険因子の確認や衣類の調整、寝具の点検や午睡中の生存チェックを必要に応じて行う。

嘱託医師　むらき小児科：村木幸太郎　広島市西区庚午北 2-22-4　℡082-527-0215

あいおい通り歯科ｸﾘﾆｯｸ：大井手和久　広島市西区上天満町 10-39-1F　℡082-532-6480

13　障害児保育

（１）　障害や発達上の支援を必要とする乳幼児一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、他の乳幼児との生活を通して共に成長できるよう保育を行う。

（２）　家庭との連携を密にして、保護者との相互理解を図り、専門機関と連携して、必要に応じた助言等を得る。

（３）　就学に際しては、保護者の希望に寄り添い専門機関や関係機関と連携を密にして、調整に当たる。

14　保育園と保護者との連携について（入所のしおり３ページ参照）

15　保育にあたっての留意事項

（１）入園時にご用意いただくもの→入所のしおり４～６ページ参照

（２）　毎日持参いただくもの→入所のしおり４～６ページ参照

（３）服装について→しっかりと遊べるように、動き易く汚れてもかまわないものでお願いします。履物は運動靴かスニーカー及び踵の固定できるサンダルのみ可です。ヒールの高いものやブーツは不可とします。

（４）登園降園にあたって留意していただくこと→入所のしおり３ページ参照

16　病気・薬・怪我における対応（入所のしおり４ページ参照）

17　非常災害時の対策（入所のしおり４ページ参照）

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、火災訓練その他必要な訓練を定期的に実施しています。

防火管理者	所長　窪田晋治
避難訓練(回数/年)	火災訓練（１２）、地震（１）、不審者侵入（１）
防災設備	例）消火器、誘導灯、火災報知器

18　**災害共済給付制度への加入**（入所のしおり４ページ⑨参照）

19　**虐待防止のための措置**

乳幼児の人権擁護、虐待防止の為に次の措置を講ずる。

① 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備
② 職員による乳幼児に対する虐待等の行為の禁止
③ 人権擁護、虐待防止の啓発のための職員に対する研修の実施
④ その他虐待防止のために必要な措置
⑤ 職員又は養育者等による虐待を受けたと思われる乳幼児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

＊②における虐待等の行為とは、広島市特定教育・保育施設等運営基準条例により引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第２５条に規定する行為をいう。

20　**地域の子育て支援**

多様化する地域の子育てニーズに対応するため、地域交流事業や園庭開放などを通じて地域の子育て支援を行う。

21　**苦情相談窓口**（入所のしおり８ページ参照）

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

22　**個人情報の取り扱い**（入所のしおり９ページ参照）

日常や各種行事等で撮影した園児や保護者及び職員の写真や動画等を SNS 等のネット上に許可無くアップロードすることを個人情報保護の観点から禁止します。

当所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：広島キリスト教社会館保育所
所在地　：広島市西区小河内町一丁目１３－３
説明者職名：所長　　氏名　　窪田晋治

私は、書面に基づいて広島キリスト教社会館保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。また、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、必要最小限の範囲内において、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の関係機関に対して提供することに同意します。

２０２５年　　月　　日

保護者住所：
児童氏名　：
保護者氏名：　　印（署名でも可）
児童から見た続柄：